⑸　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［⑹・⑺　略］

⑻　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

⑼　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

８　７の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

⑴　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

⑵　製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、海岸局の場合に限り記載すること。

［削る］

⑶　通過帯域幅の欄は、次によること。ただし、海岸局の場合は、記載を要しない。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における６dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における３dB（設備規則第49条の７に規定する条件に適合する無線局及び1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の７の３に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、中間周波数における６dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　ア及びイにかかわらず、負帰還位相検波方式等の場合は、実効雑音通過帯域幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

エ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

⑷　［略］

⑸　変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［⑹・⑺　同左］

⑻　技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

⑼　製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条第５項及び第25条第６項において準用する場合を含む。）の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

９　［同左］

［新設］

⑴　製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄は、海岸局の場合に限り記載することとし、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、「送信機に同じ。」と記載し、その他の場合は、注８に準じて記載すること。

⑵　通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は６dB低下の幅を、470MHz以上の場合は３dB（設備規則第49条の７及び第54条第４号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の７の３に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、６dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

［新設］

⑶　［同左］

第明治三十種郵便物認可